

1 いじめ未然防止

○学校生活の充実こそが、いじめ防止の最善策である。また、どの子、どの学級、どの場面でもいじめは起こりうるという認識で以下の方策に取り組む。

- ①わかる授業づくり
- ②学習規律の徹底
- ③「南っ子のやくそく」の徹底
- ④学級集団づくり(hyper-QUの実施)
- ⑤特別活動、道徳教育の推進
- ⑥人権学習の推進
- ⑦社会体験、自然体験、交流体験の充実

2 いじめ早期発見

○早期発見・早期対応がいじめ撲滅へのカギである。本校は、全職員が児童の些細な変化に気づき、情報共有し、速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- ①日常の見守り
- ②アンケートの実施(毎月)
- ③個人面談や教育相談の実施
- ④職員の情報共有

3 いじめ防止対策

- ①日常の見守り
- ②アンケートの実施(毎月)
- ③個人面談や教育相談の実施
- ④職員の情報共有



4 ネットいじめ対策

- ①情報モラル学習の実施
- ②情報モラル講習会の実施
- ③保護者への情報提供

6 いじめ早期解決への取組

○校長のリーダーシップのもと「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など問題の解決まで行う。

- 1 いじめ発見時には、直ちに被害児童の安全を確保するとともに校長に報告する。
- 2 校長は報告を受けた場合、いじめ防止対策委員会を招集し適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取りを行い対応方針を決定する。
- 3 発達支持的生徒指導・課題早期発見対応を充実させる。事案によってはSC・SSW等の関係機関や子ども家庭課と連携し、組織として柔軟に対応に当たる。
- 4 いじめられた児童のケアは、養護教諭や相談員、専門的な知識のある者と連携して対応する。
- 5 いじめ確認後、該当保護者に事実関係を伝え家庭と連携を図り解決に当たる。
- 6 校長は、必要と判断した場合いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置を取る。
- 7 校長は、いじめを行っている児童に教育上必要と認められるときは学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、該当児童に対して懲戒を加える。
- 8 いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め主体的に対処できる児童の育成を目指したものとする。
- 9 いじめの解消は、「心理的・物理的ないじめがやんでいる状態が少なくとも3か月続いている、被害者が心身の苦痛を感じていないこと。」とする。

羽生市立羽生南小学校



いじめ防止基本方針

いじめ根絶・重大事態0

「いじめ」の定義[いじめ防止対策推進法第2条]

「いじめとは、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

5 いじめ防止対策委員会

○いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校ではいじめ防止対策委員会を設置する。

- 1 構成員
校長、教頭、主幹教諭(教務主任)、生徒指導主任、担任、養護教諭等から実状より当てられる柔軟な組織とする。
- 2 活動内容
いじめ防止に関すること、並びに家庭や地域、関係機関との連携を図る。
- 3 開催
随時開催、事案発生時は緊急で開催する。

7 重大事態について

【いじめ防止対策推進法第28条】

- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態
- ・「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間30日が目安)、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態

- 1 重大事態発生時は速やかに羽生市教育委員会へ報告する。
- 2 羽生市教育委員会と協議の上、重大事態対応のための組織を設置する。
- 3 事実関係の調査を実施する。
- 4 被害児童、保護者に情報を適切に提供する。
- 5 希望に応じて、被害児童とその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

1～5を計画的に実行し、「重大事態」を発生させない